

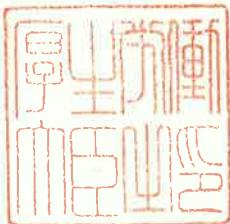
平成27年度障害者総合福祉推進事業費補助金交付決定通知書

公益社団法人 日本精神科病院協会

平成27年8月12日付で申請のあった平成27年度障害者総合福祉推進事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同法第8条の規定により通知する。

平成27年10月8日

厚生労働大臣 塩崎恭久



- 1 補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、平成25年5月15日厚生労働省発障0515第10号厚生労働事務次官通知の別紙「障害者総合福祉推進事業費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の3に定める事業であり、その内容は平成27年8月12日付申請書記載のとおりである。
- 2 事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

事業に要する経費	金 5,902,000円
補 助 金 の 額	金 5,902,000円

- 3 補助金の額の確定は、交付要綱の4に定める交付額の算定方法により行うものである。
- 4 この補助金は、交付要綱の6に掲げる事項を条件として交付するものである。
- 5 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の9に定めるところにより行わなければならない。
- 6 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は、平成27年10月23日とする。

事務連絡  
平成27年10月8日

公益社団法人  
日本精神科病院協会 代表者 殿

厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部 企画課

障害者総合福祉推進事業費補助金にかかる  
政治資金規正法上の分類結果について（通知）

国から補助金等の交付の決定を受けた会社その他の法人が行う政治活動に関する寄附につきましては、政治資金規正法第22条の3により制限及びその適用除外要件（試験研究、調査に係るもの、災害復旧に係るもの、その他性質上利益を伴わないもの）が定められています。

昨今の補助金等の交付の決定を受けた法人による政治活動に関する寄附に係る議論を踏まえ、総務省において当該適用除外要件に係る運用基準について可能な限り明確にするため、「国から補助金等の交付を受けた会社その他の法人の寄附制限に関するガイドライン」が作成されました。

厚生労働省においては、当該ガイドラインに沿って、平成27年度予算に計上された所管の補助金等について適用除外要件に該当するか否かを分類致しましたので、下記のとおり分類結果を通知致します。

記

厚生労働省から平成27年10月8日付け厚生労働省発障1008第4号で交付の決定を行っている障害者総合福祉推進事業費補助金は、政治資金規正法第22条の3第1項による寄附制限の例外（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの）に該当するものと判断しています。

以上

(参考)

○政治資金規正法（昭和23年法律第194号）（抄）

（寄附の質的制限）

第二十二条の三 国から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの及び政党助成法（平成六年法律第五号）第三条第一項の規定による政党交付金（同法第二十七条第一項の規定による特定交付金を含む。）を除く。第四項において同じ。）の交付の決定（利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。第四項において同じ。）を受けた会社その他の法人は、当該給付金の交付の決定の通知を受けた日から同日後一年を経過する日（当該給付金の交付の決定の全部の取消しがあつたときは、当該取消しの通知を受けた日）までの間、政治活動に関する寄附をしてはならない。

2～6 （略）